

第51回 契約・調達管理会議 議事要旨

1 開催日時

令和7年12月24日（水曜日）16時00分から16時35分まで

2 開催場所

東京都庁第一本庁舎19階 19E会議室（オンライン会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○鵜川 正樹 鵜川正樹公認会計士事務所／公認会計士
川口 貴史 公益財団法人東京2025世界陸上財団総務企画室財務部長（契約・調達課長事務取扱）
滝口 広子 北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
三浦 大助 東京都スポーツ推進本部事業調整担当部長
森谷 真咲 公益財団法人日本陸上競技連盟事務局経営企画部管理課長

（2）事務局

東京都スポーツ推進本部

4 要旨

（1）開会

（2）記念銘板の無償譲渡について【資料1】

<説明・確認>

- （ア） 東京都負担金を活用して調達した大会概要銘板、競技銘板について、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）に無償譲渡する。
（イ） 大会会場である国立競技場への設置について、国立競技場所有者であり、公的な団体でもあるJSCの意向を確認したところ、了承。国立競技場に残すことで、広く大会レガシーの継承とスポーツ振興につながることが期待できる。

<質疑・意見など>

特になし

（3）東京2025世界陸上マスコット（りくわん）銅像の無償譲渡について

<説明・確認>

- （ア） 東京2025世界陸上マスコット（りくわん）銅像については、東京都負担金充当財

産として45年間の処分制限期間を設けてJSCに無償譲渡を行う予定であった(2025年9月4日第48回契約・調達管理会議付議)が、JSCとの調整の結果、JNSE(株式会社ジャパンナショナルスタジアム・エンターテイメント)と契約している国立競技場の管理運営期間(31年間)を超える長期の処分制限が係る財産の譲受けは困難との回答があった。

- (イ) 上記を踏まえて、東京都負担金の非充当財産とすることにより、処分制限期間を設けない形でJSCと再調整した結果、大会レガシーの継承とスポーツの普及・振興への寄与という趣旨で、JSCへの無償譲渡が可能となった。

<質疑・意見など>

滝 口：財団において東京都負担金非充当財産を譲渡する場合の処分制限の期間はどのように規定されているのか。また、銅像の設置期間についてJSCとどのような調整をしているのか。

担当者：期間の制限はなく処分の時期は譲渡先に委ねられるが、レガシーとして継承するという観点からも、長期間の設置に努めることについて、JSCの理解を得られている。

鵜 川：銅像が長期間活用されるようJSCに改めてよく伝えておいてほしい。

(4) 郵券類売払い契約について【資料2】

<説明・確認>

- (ア) 財団において不要となった郵券類を売却する。
(イ) 普通切手(500円)14,200枚の売却物品について、期限内に売却代金の納入及び売却物品の引渡しを行う。

<質疑・意見など>

滝 口：何社の入札があったか。

担当者：4社

(5) 財産処分確認表【資料3】

- ・財産処分確認票のとおり財産処分する。

<質疑・意見など>

特になし

(6) 委員長によるまとめ

- ・案件については、異議なしとする。

(7) 閉会